

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
ホームページ広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「機構ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体等)

第2条 広告媒体、広告スペース等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告媒体は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するウェブページにリンクする機能を有するバナー広告とする。
 - (2) 広告の規格は、原則として次のとおりとする。
 - ア 大きさ 縦93ピクセル×横201ピクセル
 - イ 形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG
 - ウ データ容量 8KB以下
 - エ 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除く全半角問わず25文字以内
- 2 前項に規定するもののほか、広告に関する規格は、機構ホームページ広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする

(広告の掲載基準、規制業種又は事業者等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について機構が推奨しているかのような誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 個人の売名を図るもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 閲覧者の意に沿わない動きをする等、誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 実際には機能しないもの
- (12) 機構の情報と錯覚するおそれのある表現、画像の使用

- (13) イメージ等が点減するもの
- (14) 広告の表現として適切でないと認められるもの
- (15) 広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められるもの
- (16) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると機構が認めるもの

2 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中に事業者（手続開始の決定を受けた事業者を除く。）
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これらに準ずる者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

3 前二項の規定は、機構ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても適用する。

4 広告の掲載基準等について、この要領に定めるもののほか、「福島県広告掲載基準」に準じるものとする。

（広告主の募集）

第 4 条 広告主の募集は、機構のホームページ等により公募を行うものとする。

2 前項の募集に関して必要な事項は、募集要項により定めるものとする。

（広告主の決定）

第 5 条 前条第 1 項の募集に対する応募があったときは、第 3 条の規定に基づき、応募の内容について審査した上で、広告主を決定するものとする。

2 前項の規定による決定に関して必要な事項は、募集要項により定めるものとする。

(契約の締結等)

第6条 前条第1項の規定による決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約金額が50万円未満の場合において、契約の履行が確実であると認められるときは契約書の作成を省略できるものとする。

(広告掲載料の納入方法等)

第7条 広告掲載料は、口座振り込みにより納入するものとする。

(広告掲載の期間)

第8条 広告を掲載する期間は1か月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前二項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構が別に定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を第2条の規定により作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までで機構が指定する日までに、電子メール又は記録媒体により提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

3 機構は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して変更を求めることができる。

(広告掲載の方法)

第10条 機構は前条の規定により提出された広告原稿を、原則として掲載開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲載するものとする。

2 機構は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後3時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告内容等の変更)

第 11 条 機構は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反し、若しくは違反する恐れがあり、又は広告の内容に誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 機構は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条又は第 3 条の規定に反すると認めるとき。
 - (2) 前条の規定による広告内容の変更が行われなとき。
 - (3) その他広告の掲載を継続することが適切でないと機構が判断したとき。
- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、機構は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、機構は広告主が機構に納入すべき掲載料の減額は行わないものとする。
- 4 第 1 項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、機構は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、機構に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により、広告の掲載が取り下げられた場合は、機構は、広告主が機構に納入すべき掲載料の減額は行わないものとする。

(広告不掲載時の取扱い)

第 14 条 機構は、1 日を超えて、機構ホームページの運営を停止した場合には、広告を掲載しなかった日数に応じて、広告主が納入すべき掲載料を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、機構ホームページの運営を一時停止した場合は、掲載料の減額は行わないものとする。
- (1) 機器等の保守点検又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他非常事態が発生した場合
- 3 前項の規定により減額する金額には、利子を付さないものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単

位で変更することができる。

- 2 第9条の規定は、広告主が前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して7日前までに、機構に届け出るものとする。

- 2 機構は、前項の届け出があった場合は速やかに第3条の規定に基づき審査し、リンク先の変更の可否を決定する。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年7月8日から施行する。